

決議案第 2 号

林哲也議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 7 月 3 日提出

提出者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 中 平 裕 二

賛成者 長門市議会議員 綾 城 美 佳

賛成者 長門市議会議員 田 村 大治郎

賛成者 長門市議会議員 江 原 健 二

賛成者 長門市議会議員 橋 本 憲 治

賛成者 長門市議会議員 米 弥 又 由

賛成者 長門市議会議員 尾 崎 貴 夫

長門市議会議長 南 野 信 郎 様

林哲也議員に対する議員辞職勧告決議

令和 7 年 3 月定例会一般質問の事前聴き取り調査に起因する林哲也議員の市職員に対する一連の言動については、長門市議会ハラスメント調査特別委員会及び弁護士 3 名による第三者調査委員会の調査結果において、4 月 2 日の面談における言動は被害職員に対するパワーハラスメントに該当すると認定された。

また、今定例会中に設置された長門市議会議員政治倫理審査会においても、林議員の 3 月 21 日及び 4 月 2 日の対応、言動は、長門市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号及び第 7 号に定める政治倫理基準に違反すると結論付けられ、その旨が議会に報告された。

林議員は、一般質問に関する市職員との電話及び対面での事前聴き取りにおいて、「市が答えないならガチで行く」「紛糾すると思うよ。これは脅しじゃないよ」などの威圧的な発言を繰り返し被害職員に強い心理的圧迫と恐怖を与えた。

さらに、この問題が表面化した後も、自らの都合や自己保身を優先し、パワーハラスメントと認定された令和 7 年 4 月 2 日の面談は、議長及び副市長に対し自らが主導的に被害職員との面談機会を求めた上に、被害職員に対して議員全員協議会で紹介された自らの「電話が鳴ると林議員からではないかと思って怖くて恐れる」「もう会いたくない」との発言の撤回を執拗に要求し、相談対応報告書に発言撤回は被害職員から申し出たように記載を求めるなど被害職員の尊厳を深く傷つけ、更なる心理的圧力を加えた。その後、被害職員は体調を崩し、現在もその影響が続いている。

ハラスメント調査特別委員会の委員長報告には、この一連の林議員の対応について「議員として非常に不適切であり、看過できないほど悪質である」と表現し報告している。また、本事案が表面化した後の林議員の対応について、一部公式の場において謝罪や反省の弁を述べる一方で、非公式の場においては、謝罪の趣旨とは相反する発言等が頻繁に行われていたとの指摘もされている。

このような言動は、市民の負託を受け、高い倫理観と高潔性をもって職務を遂行すべき議員として極めて不適切であり、林議員の一連の行為は、単なるハラスメント行為だけにとどまらず、その後の対応を含め、議員としての責務に著しく反するものであり、議会に対する市民からの信頼を失墜させるとともに、長門市議会の名誉と品位を大きく傷つけたその責任は極めて重大であると言わざるを得ない。

さらに、本件に関連し、市議会議長及び副議長がその職を辞する意向を示されていることから本件の重大性を表している。

よって、長門市議会は、林哲也議員に対し、自らの政治的・道義的責任を真摯に受け止め、自ら議員の職を辞することにより責任を果たされることを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

令和 8 年 7 月 3 日

長 門 市 議 会